

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、日々衛生向上に努めていると認められる公衆浴場に対して、次に掲げることを目的とする。

- (1) 衛生の維持及びその向上に係る経費を補助することにより、公衆浴場の衛生向上を図り、もって市民の公衆衛生の向上及び増進に寄与すること
- (2) 高齢者等利用者が安全に利用するための環境整備に係る経費を補助することにより、バリアフリー化の促進を図り、もって高齢者等利用者の健康づくり・介護予防の促進に寄与すること

(補助対象)

第3条 この要綱の補助対象は、次に掲げる要件すべてに該当する者とする。ただし、当該公衆浴場の経営に係る所得が688万円を超える者を除く。

- (1) 大阪市区域内において業として公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場であって、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年9月12日厚生省令第38号）の適用のあるものに限る。）を経営する者（以下「浴場事業者」という。）
- (2) 過去3年以内に関係法令の規定に基づく行政処分を受けた施設、もしくは行政指導等に対する改善がみられない施設でないこと
- (3) 当該年度の営業日数が230日以上である浴場事業者

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、公衆浴場の衛生の維持向上並びにバリアフリー化の促進に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 衛生維持のための消耗品及び水質検査等に係る経費のうち、別表に掲げるもの
- (2) 熱源・給水設備及び水質浄化設備等公衆浴場に必要な設備（以下「基幹設備」という）の維持補修に係る経費のうち、別表に掲げるもの（補助金の交付を受けて更新した補助対象設備のうち第7条に規定する処分制限期間に該当するものを除く。）
- (3) 公衆浴場内の円滑な移動等に配慮した環境整備に係る経費のうち、別表に掲げるもの（補助金の交付を受けて新規設置及び更新した補助対象設備のうち第7条に規定する処分制限期間に該当するものを除く。）

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、別表で定める額とする。ただし、免税事業者を除く事業者は、消費税額を除く経費とする。

(補助事業者の責務)

第6条 補助事業を行う浴場事業者（以下「補助事業者」という。）は、公衆浴場の衛生の維

持及びその向上を図り、補助対象設備を補助金の交付の目的に従い適切に管理するとともに、本市の公衆衛生施策に協力するものとする。

(財産の処分)

第7条 補助事業者は、補助事業により更新した第4条第2号及び第3号に定める補助対象設備については、市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該設備を更新した日から「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成二十年七月十一日厚生労働省告示第三百八十四号)」において該当する期間を経過したとき、又は災害若しくは火災並びに補助事業者の健康上の問題及び死亡等やむを得ない理由により補助事業に係る公衆浴場の営業を廃止せざるを得ないときなど市長が特に認める場合はこの限りではない。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、次に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- (1) 第4条第1号に定める補助対象経費に係る補助金の交付申請は、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（消耗品購入等経費用）（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第1号の3）を添付のうえ、事業開始日の属する年度の前年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。
- (2) 第4条第2号及び第3号に定める補助対象経費に係る補助金の交付申請は、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第1号の2）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第1号の3）を添付のうえ、事業開始日の30日前までに、市長に提出しなければならない。

ただし、第4条第2号に定める補助対象経費に係る緊急工事（故障した基幹設備の更新又は補修のために緊急を要する工事のことをいう。）の場合は、工事着手前に、故障発生日の当日もしくは翌日（いずれも大阪市役所の閉庁日を除く）に健康局生活衛生部生活衛生課に連絡のうえ、更新又は補修を必要とする箇所を被写体とする写真、見積書1通及び写真で更新又は補修を必要とする箇所が不明な場合は更新又は補修の内容がわかる資料を添えて大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付（仮）申請書（緊急工事用）（基幹設備等維持補修経費用）（様式第1号の4）の各々の写しを提出し、仮申請受付票（様式26号）の写しを受け取るものとする。また、その場合、補助事業完了後30日以内に大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（緊急工事用）（基幹設備等維持補修経費用）（様式第1号の5）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第1号の3）、仮申請受付票及び仮申請時に提出した書類の原本を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の目的及び内容が適正であるか及び金額の算定に誤りがないか等を調査したうえで、補助金の交付の決定を行い、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 第1項及び第2項に定める補助金の交付の決定又は交付しない旨の決定をするまでの標準的な期間は、第4条第1号に定める補助対象経費に係る決定については申請期限の日から30日とし、第4条第2号及び第3号に定める補助対象経費に係る決定については申請日から30日とする。

（補助金の交付の条件）

第10条 市長は、補助金の交付を決定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること
- (3) 当該年度において230日以上営業を行うこと
- (4) 要綱に定める目的外の事業に補助金を使用してはならないこと
- (5) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿等関係書類を整備し、事業完了後5年間保管しなければならないこと
- (6) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正化を期すため、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること

（申請の取下げ）

第11条 補助金の交付の申請を行った補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受領した場合において、補助金交付決定通知書の通知日から30日以内に、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により当該申請の取下げを行うことができる。

（補助事業の変更等）

第12条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の内容等の変更、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、第10条第1号又は第2号に基づき、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第5号）により行うものとする。

（補助事業変更の承認）

第13条 市長は、第11条又は第12条の申請があったときは、遅滞なく審査を行い、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定取下げ・変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助事業等について補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取り消しをしたときは、速やかに大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定取消し書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

2 前項に定める返還額は、次の算式によって得られた額とする。

$$\text{返還額} = \text{補助金交付額} \times \text{残存年数} / \text{第 7 条に定める処分制限期間}$$

$$\text{※ 残存年数} = \text{第 7 条に定める処分制限期間} - \text{補助金交付日から施設廃止日までの年数}$$

(1 年未満切上げ)

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、第 4 条第 1 号に定める補助対象経費については、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書（消耗品購入等経費用）（様式第 8 号）及び当該年度の公衆浴場衛生向上等経費支出状況一覧（消耗品購入等経費用）（様式第 9 号）により、第 4 条第 2 号及び第 3 号に定める補助対象経費については、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第 8 号の 2）により、それぞれ事業完了後 10 日以内に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

ただし、緊急工事の場合は、補助事業者が大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を受領後 10 日以内に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 17 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告に関する書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に指示することができる。

2 第 16 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第 19 条 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求書（様式第 11 号）により市長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第 20 条 市長は、補助金の交付に際して、請求があった日から 30 日以内に交付確定金額を交付するものとする。

(申請等の委任)

第 21 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事務を代理人に委任する

ことができる。

- (1) 補助金の交付の申請に関すること
- (2) 申請の取下げに関すること
- (3) 補助事業の変更等に関すること
- (4) 実績報告に関すること
- (5) 補助金の請求に関すること

第22条 前条の規定により委任を受けた代理人が前条各号に定める事務を行うときは、それぞれ第8条、第11条、第12条、第16条、第19条の規定を準用するものとし、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（代理人用）（様式第12号）、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請取下げ書（代理人用）（様式第15号）、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金変更（中止・廃止）申請書（代理人用）（様式第16号）、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書（代理人用）（様式第17号）、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求書（代理人用）（様式第19号）により行うものとする。

2 第4条第1号に定める補助対象経費について、前項の規定により提出する書類には、それぞれ次の当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 交付申請時

- 公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第1号の3）
- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請内訳書（様式第13号）
- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請個別票（消耗品購入等経費用）（様式第14号）
- 免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）
- 代理人あて委任状の写し（代理人による原本証明を付けたもの）

(2) 実績報告時

- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績内訳書（消耗品購入等経費用）（様式第18号）
- 補助事業にかかる領収書の写し

(3) 交付請求時

- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求内訳書（様式第20号）

3 第4条第2号及び第3号に定める補助対象経費について、第1項の規定により提出する書類には、それぞれ次の当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 交付申請時

- 公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第1号の3）
- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請内訳書（様式第13号）
- 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金事業計画書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第14号の2）
- 複数の見積書
- 更新、補修等を必要とする箇所の図面
- 更新、補修等を必要とする箇所の写真等内容がわかるもの
- 免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）
- 代理人あて委任状の写し（代理人による原本証明を付けたもの）

(2) 実績報告時

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績内訳書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第 18 号の 2）

補助事業にかかる領収書又は領収書の写し

完了後の写真

(3) 交付請求時

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求内訳書（様式第 20 号）

4 代理人は、第 20 条により交付を受けた補助金について速やかに委任を受けた補助事業者へ支払い、交付を受けた日から 10 日以内に、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金支払報告書（様式第 21 号）に、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金支払内訳書（様式第 22 号）、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金領収書（様式第 23 号）を添付のうえ市長に提出しなければならない。

第 23 条 市長は、前条の規定により、代理人から補助金の交付の申請等があったときは、それぞれ当該各号に定める書類を添付して代理人あて通知するものとする。

(1) 交付決定及び不交付決定通知時

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定・不交付決定内訳書（様式第 24 号）

(2) 補助金の額の確定通知時

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金確定内訳書（様式第 25 号）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は、健康局長が別途定める。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 1 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 7 月 27 日から施行し、平成 24 年度以降に支出する補助金について適用する。

2 平成 24 年度における補助金の交付申請に限り、第 7 条中「事業開始日の属する年度の前年度の 3 月 31 日までに」を、「平成 24 年 8 月 31 日までに」に読み替える。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 26 年 3 月 14 日から施行し、平成 26 年度以降に支出する補助金について

て適用する。

2 平成 26 年度における補助金の交付申請に限り、第 3 条第 2 号及び第 10 条第 2 号中「優秀標贈呈施設」を、「優秀標贈呈施設」及び「優秀標贈呈施設基準に適合していると認められる施設」とする。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 16 日から施行し、平成 27 年度以降に支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 29 日から施行し、平成 29 年度以降に支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 29 日から施行し、平成 31 年度以降に支出する補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 4 年度における補助金の交付申請に限り、第 3 条第 2 号並びに第 22 条第 3 項第 1 号のうち優秀標に係る規定は従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第4条、第5条、第7条関係）

第4条第1号に規定する補助対象経費	補助対象経費 (第4条関係)	次の経費区分に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は200,000円とする。		
		経費区分	対象経費	
補助金額 (第5条関係)	消耗品	水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる機械油・錆止め・接着剤の購入経費、空気調和装置のフィルター交換経費		
	水質検査	水質検査経費、塩素計購入経費		
	貯湯槽の清掃	清掃経費		
	空気調和装置の フィルター清掃	清掃経費		
第4条第2号に規定する補助対象経費	補助対象経費 (第4条関係)	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり100,000円を補助上限額とする。		
		次の経費区分及び対象設備に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は5,000,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。		
補助金額 (第5条関係)	経費区分	対象設備	対象経費	
	熱源・給水設備	加熱機器（ボイラー、煙突、温水器） 貯湯・貯水設備 熱交換器	更新及び補修にかかる経費	
	水質浄化設備	ろ過器、殺菌装置（塩素注入器）	更新及び補修にかかる経費	
	配管設備	給水・給湯配管、ガス配管	更新・補修及び洗浄にかかる経費	
	浴室内設備	浴槽、カラント・シャワー、床タイル	更新及び補修にかかる経費	
	脱衣室内設備	空気調和装置	更新及び補修にかかる経費	
なお、緊急性を要するものは、補助対象経費の上限は400,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。				
補助金額 (第5条関係)	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり2,500,000円を補助上限額とする。			
	なお、緊急性を要するものは、補助対象経費の4分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とし、100,000円を補助上限額とする。ただし、当該年度内1施設あたり、緊急性を要しない補助対象経費と合わせて2,500,000円を補助限度額とする。			

第4条第3号に規定する補助対象経費	補助対象経費 (第4条関係)	<p>次の経費区分及び対象設備に応じ次に掲げる経費を補助対象経費とする。ただし、補助対象経費の上限は2,000,000円とし、当該年度中に工事等が完了するものに限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経費区分</th><th>対象設備</th><th>対象経費</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">バリアフリー化設備（設置に工事を伴うもの）</td><td>手すり</td><td>新規設置、更新及び補修にかかる経費</td></tr> <tr> <td>スロープ等段差解消設備</td><td>新規設置、更新及び補修にかかる経費</td></tr> <tr> <td>滑り防止及びバリアフリーのための床設備</td><td>新規設置、更新及び補修にかかる経費</td></tr> </tbody> </table>	経費区分	対象設備	対象経費	バリアフリー化設備（設置に工事を伴うもの）	手すり	新規設置、更新及び補修にかかる経費	スロープ等段差解消設備	新規設置、更新及び補修にかかる経費	滑り防止及びバリアフリーのための床設備	新規設置、更新及び補修にかかる経費
経費区分	対象設備	対象経費										
バリアフリー化設備（設置に工事を伴うもの）	手すり	新規設置、更新及び補修にかかる経費										
	スロープ等段差解消設備	新規設置、更新及び補修にかかる経費										
	滑り防止及びバリアフリーのための床設備	新規設置、更新及び補修にかかる経費										
	補助金額 (第5条関係)	補助対象経費の2分の1に相当する額（1円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度内1施設あたり1,000,000円を補助上限額とする。										

大 阪 市 長

浴 場 所 在 地
 浴 場 名 称
 営 業 者 氏 名
 (法人名及び代表者氏名)
 電 話 番 号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書
 (消耗品購入等経費用)

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額	円 (下記〔③〕の額)	
2 事業計画	年 度 営業予定日数	日 (230日未満は補助対象外となります)
	補助金の使途	薬剤等の購入経費、水質検査経費等
3 事業者の区分	<input type="checkbox"/> 免税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者以外
4 添付資料	(1) 公衆浴場の経営に係る所得計算書〔様式第1号の3〕 (2) 免税事業者であることがわかる書類の写し (免税事業者のみ)	

【交付申請額の算出】

年度 (年 4 月 ~ 年 3 月) の 補助対象経費 (免税事業者を除く事業者は、消費税額 を除く) 支出見込額	円 〔①〕
補助対象経費 (免税事業者を除く事業者は、消費税額 を除く) の額 (〔①〕と 20 万円のいずれか少ない額)	円 〔②〕
交付申請額 (〔②〕 × 1 / 2 (補助率)) ※1 円未満切り捨て	円 〔③〕

【項目別内訳表】

(1) 水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる錆止め等消耗品購入経費	円
(2) 水質検査経費・塩素計購入経費	円
(3) 貯湯槽の清掃経費	円
(4) 空気調和装置のフィルター清掃経費	円
合計・・・上記〔①〕の額	円

【記入上の注意】

② の欄 : 上記【項目別内訳表】を記入し、その合計額を転記してください。
 ②の欄 : ①と補助対象基準額(20万円)のいずれか少ないほうの額を記入してください。
 ③ の欄 : ②に補助率 1 / 2 を乗じ、1円未満は、切り捨てしてください。

(裏面へ)

《免税事業者であることがわかる書類の写し（添付書類）》

次の書類のうち1部を添付する。

- *個人の場合
 - ・納税証明書（前年分）
 - ・確定申告書のうち所得税青色申告決算書（前々年分）
 - ・確定申告書のうち収支内訳書（前々年分）
- *法人の場合
 - ・納税証明書（直近の事業年度分）
- *上記以外に別途関係書類の提出を求める場合があります。
- *免税事業者でなくなった場合は、速やかに申し出てください。

年 月 日

大 阪 市 長

浴場所在地
浴場名称
営業者氏名
(法人名及び代表者氏名)

電 話 番 号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書
(基幹設備等維持補修経費用)

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業計画書 別紙のとおり

3 添付書類

見積書（複数）

更新、補修等を必要とする箇所の図面

更新、補修等を必要とする箇所の写真等内容がわかるもの

直近の「公衆浴場の経営に係る所得計算書〔様式第1号の3〕」※
ただし、新たな決算が確定した法人は再度提出してください。

決算月（法人のみ記入） 月

その他（ ）

免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）※

※すでに本年度衛生向上等事業補助金の交付申請をした場合は省略可。

4 年度営業予定日数 日（230日未満の場合は補助対象外）

5 事業者の区分 免税事業者（裏面確認要） 免税事業者以外

本市確認欄 (*記入不要)	所得計算書		適・否
	要綱第3条第2号		適・否
	既交付	基幹設備	円
	決定額	バリアフリー化	円

(裏面へ)

《免税事業者であることがわかる書類の写し（添付書類）》

次の書類のうち1部を添付する。

- *個人の場合
 - ・納税証明書（前年分）
 - ・確定申告書のうち所得税青色申告決算書（前々年分）
 - ・確定申告書のうち収支内訳書（前々年分）
- *法人の場合
 - ・納税証明書（直近の事業年度分）
- *上記以外に別途関係書類の提出を求める場合があります。
- *免税事業者でなくなった場合は、速やかに申し出てください。

区	浴場名称
---	------

事 業 計 画 書

(1) 補修・更新 又は設置の 整備概要	
更新の場合、現在の設備の設置年月 年 月	
(2) 整備費	円 (免税事業者を除く事業者は、消費 税額を除く)
(3) 交付申請額	円 (2) に 1／2 (補助率) を乗じた額 (1円未満切り捨て)
(4) 施工計画	着工予定日 年 月 日 完了予定日 年 月 日 (当該年度内に完了すること)

* (3) の交付申請額は、当該年度内 1 施設あたり下表の金額を上限とする。

対象設備	上限金額
基幹設備	250 万円
バリアフリー化	100 万円

公衆浴場の経営に係る所得計算書

区	浴場名称
---	------

前年（法人は直近の事業年度）の当該公衆浴場の経営に係る所得を確認するため、裏面に従い作成してください。

1 営業主体（いずれかに○） 個人・法人

2 所得計算の期間 年 月 ～ 年 月

3 所得状況

公衆浴場の経営に係る確定申告書等の所得金額	円【①】
-----------------------	------

法人代表者の役員報酬額（法人のみ）	円【②】
-------------------	------

【①】 + 【②】	円【③】
-----------	------

【③】が688万円を超える場合は補助対象外

本書及び添付書類一式について、確定申告の内容と相違ありません。

営業者氏名（法人名及び代表者氏名）

本市確認欄 *記入不要	基準以下≤ 688万円	
	基準超 > 688万円	

《添付書類》

*個人の場合 所得税確定申告の決算書（写し）

*法人の場合 法人税確定申告書（次の写し）

○別表4 「所得の金額の計算に関する明細書」

○勘定科目内訳明細書第13表「売上高等の事業所別内訳書」

○勘定科目内訳明細書第14表「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」

*上記以外に別途関係書類の提出を求める場合があります。

《記入上の注意》

【①】の欄 個人：決算書「④③青色申告特別控除前の所得金額」

法人：別表4 「所得の金額の計算に関する明細書」の「(39) 差し引き額」

なお、金額がマイナスの場合は“0”と記入する。

【②】の欄 法人：第14表「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」の「法人代表者の役員給与計」の金額を記入。なお、法人代表者の役員報酬を計上していない場合は“0”と記入する。

*公衆浴場事業以外の事業を合算して申告しているため、上記書類では公衆浴場の経営に係る所得計算ができない場合の記入方法

○法人で公衆浴場事業以外の事業による所得と合算して申告している場合は、第13表「売上高等の事業所別内訳書」の「売上高」により公衆浴場事業所にかかる割合を算出し、表面①欄及び②欄の金額についてそれぞれ按分して記入しても可。（ただし、書面で明らかに証明できる場合に限り、推測によるものは不可。）

○「事業種別」による売上高がわかる書類を別途作成している場合は、その書類を添付したうえで、表面①欄及び②欄の金額についてそれぞれ按分して記入しても可。（別途作成した「事業種別」の売上高の合計は、法人の場合は13表「売上高等の事業所別内訳書」、個人の場合は決算書「売上（収入）金額①」の合計と一致していること。）

年 月 日

大阪市長

浴場所在地
浴場名称
営業者氏名
(法人名及び代表者氏名)

電話番号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付（仮）申請書（緊急工事用）
(基幹設備等維持補修経費用)

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の緊急工事に係る交付について、関係書類を添えて仮申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類 見積書（1通）
 工事前の更新、補修等を必要とする箇所の写真等内容がわかるもの
 施工予定業者による工事が必要である理由書
(写真等内容で更新、補修等工事の必要性がわからない場合のみ)

3 工事予定日 年 月 日

4 年度営業予定日数 日（230日未満の場合は補助対象外）

本市確認欄 (*記入不要)	情報提供日	年 月 日
	既交付決定額	円

大 阪 市 長

浴 場 所 在 地

浴 場 名 称

営 業 者 氏 名

(法人名及び代表者氏名)

電 話 番 号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（緊急工事用）

(基幹設備等維持補修経費用)

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の緊急工事に係る交付について、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 事業計画書 別紙のとおり

3 添 付 書 類

- 仮申請受付票
- 仮申請時に提出した書類の原本
- 更新、補修等を必要とする箇所の図面
- 更新、補修等を必要とする箇所の写真（工事後）
- 直近の「公衆浴場の経営に係る所得計算書〔様式第1号の3〕」※
ただし、新たな決算が確定した法人は再度提出してください。

決算月（法人のみ記入） 月

- その他（ ）
- 免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）※

※すでに本年度衛生向上等事業補助金の交付申請をした場合は省略可。

4 工事完了日 年 月 日

5 年度営業予定日数 日（230日未満の場合は補助対象外）

6 事業者の区分 免税事業者（裏面確認要） 免税事業者以外

本市確認欄 (*記入不要)	情報提供日	年 月 日
	所得計算書	適・否
	要綱第3条第2号	適・否
	既交付決定額	円

(裏面へ)

《免税事業者であることがわかる書類の写し（添付書類）》

次の書類のうち1部を添付する。

- *個人の場合
 - ・納税証明書（前年分）
 - ・確定申告書のうち所得税青色申告決算書（前々年分）
 - ・確定申告書のうち収支内訳書（前々年分）
- *法人の場合
 - ・納税証明書（直近の事業年度分）
- *上記以外に別途関係書類の提出を求める場合があります。
- *免税事業者でなくなった場合は、速やかに申し出てください。

区	浴場名称
---	------

事 業 内 容

(1) 補修・更新 の整備概要			
	更新の場合、現在の設備の設置年月		年 月
(2) 整備費	円 (免税事業者を除く事業者は、消費 税額を除く)		
(3) 交付申請額	円 (2) に 1/4 (補助率) を乗じた額 (1 円未満切り捨て)		
(4) 施工日	着工日	年 月 日	完了日 年 月 日 (当該年度内に完了すること)

* (3) の交付申請額は、当該年度内 1 施設あたり緊急性を要しない補助対象経費と
合わせて 250 万円を上限とする。

大阪市指令健第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、
次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付申請額	円
2 交付決定額	円
3 助成の条件	<p>(1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けること。</p> <p>(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。</p> <p>(3) 当該年度において 230 日以上営業を行うこと。</p> <p>(4) 要綱に定める目的外の事業に補助金を使用してはならない。</p> <p>(5) 補助事業に係る収支を明らかにした帳簿等関係書類を整備し、事業完了後 5 年間保管しなければならない。</p> <p>(6) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正化を期すため、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。</p>
4 その他	本通知書の通知日から 30 日以内に、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請取下げ書（様式第4号）により当該補助金の交付申請の取下げを行うことができます。

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

大健第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、
次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

1 交付申請額	円
2 補助しない理由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大阪市長

浴場所在地

浴場名称

営業者氏名

(法人名及び代表者氏名)

電話番号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請取下げ書

年 月 日付け大阪市指令健第 号にて交付決定通知のありました大阪市
公衆浴場衛生向上等事業補助金の申請について、次のとおり取り下げます。

記

1 交付申請額	円
2 取下げの理由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大阪市長

浴場所在地
浴場名称
営業者氏名
(法人名及び代表者氏名)
電話番号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日付け大阪市指令健第 号にて交付決定を受けた大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止） 内 容	
2 変更（中止・廃止） 理 由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

大阪市指令健第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定取下げ・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令健第 号にて交付決定し、 年 月 日付けで取下げ・変更（中止・廃止）の申請を受けた大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 取下げ・変更の内容	
2 取下げ・変更の理由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

大阪市指令健第　　号
年　　月　　日

様

大　阪　市　長

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定取消し書

年　月　日付け大阪市指令健第　　号にて交付決定した大阪市公衆浴場衛生
向上等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消します。

記

1　取消の内容	
2　取消の理由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大阪市長

浴場所在地
浴場名称
営業者氏名
(法人名及び代表者氏名)
電話番号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書
(消耗品購入等経費用)

年 月 日付け大阪市指令健第 号により交付決定を受けた大阪市公衆浴場
衛生向上等事業補助金について、関係書類を添え、次のとおり事業実績を報告します。
記

1 事業期間 及び営業日数	年 月 日 ~ 年 月 日	日
2 交付決定額 〔 X 〕	円	
3 対象経費支出額 〔 ① 〕	円	
4 Y 〔 ① × 1 / 2 〕	円 (円未満切り捨て)	
5 実績報告額 〔 X ≤ Y のとき X 〕 〔 X > Y のとき Y 〕	円	
6 添付書類	公衆浴場衛生向上等経費支出状況一覧 (消耗品購入等経費用) 支出内容が明記された領収書の写し	(様式第9号)

補助金の区分	○	消耗品購入等の経費
		基幹設備等維持補修経費
		バリアフリー化整備経費

年 月 日

大 阪 市 長

浴 場 所 在 地
 浴 場 名 称
 営 業 者 氏 名
 (法人名及び代表者氏名)
 電 話 番 号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書
 (基幹設備等維持補修経費用)

年 月 日付け大阪市指令健第 号により交付決定を受けた大阪市
 公衆浴場衛生向上等事業補助金について、関係書類を添え、次のとおり事業実績を報告し
 ます。

記

1 整 備 の 内 容

2 事 業 の 期 間 年 月 日～ 年 月 日

3 交 付 決 定 額 円

4 対象経費支払額 円

5 実 績 報 告 額 円 (円未満切り捨て)

6 添 付 書 類 領収書 (原本)

※写しを添付する場合は原本を提示してください。

完成後の写真

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

公衆浴場衛生向上等経費支出状況一覧（消耗品購入等経費用）

区

浴場名

単位：円

補助対象支出項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
衛生向上にかかる消耗品等購入経費 (* 1)													
*この欄には何も記入しないでください													
水質検査経費 (* 2)													
*この欄には何も記入しないでください													
貯湯槽の清掃経費													
*この欄には何も記入しないでください													
空気調和装置のフィルター清掃経費													
*この欄には何も記入しないでください													
合 計													

(1) ろ材及び塩素剤その他注入薬剤等の購入経費

(2) 水質検査経費・塩素計購入経費

【記入上の注意】

納品日ではなく、実際の支払月（領収書の領収月）ごとに記入してください。

免税事業者は消費税を含めた金額、免税事業者以外は消費税を除いた金額を記入して下さい。

本市確認欄 （※記入不要）	<input type="checkbox"/> 免税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者以外
------------------	--------------------------------	----------------------------------

様式第 10 号

大 健 第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金確定通知書

年 月 日付け大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書により、補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

記

交付決定額	円
実績報告額	円
補助確定額	円

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大 阪 市 長

浴 場 所 在 地

浴 場 名 称

営 業 者 氏 名

(法人名及び代表者氏名)

電 話 番 号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求書

年 月 日付け大健第 号にて補助確定通知を受けました大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1 補助確定額	円
2 請 求 額	円

〔口座振替申出欄〕

銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合	支 店 出張所
預金種目： 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 その他 ()	口座番号：
(フリガナ) 口座名義	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

大 阪 市 長

代理人住所

代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（代理人用）

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の交付について、委任のあった者を代理し、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	円	
2 補助金の用途	<input type="checkbox"/> 要綱第 4 条第 1 号に定める補助対象経費 <input type="checkbox"/> 要綱第 4 条第 2 号に定める補助対象経費 <input type="checkbox"/> 要綱第 4 条第 3 号に定める補助対象経費	
3 申請者数		
4 添付資料	<p>[要綱第 4 条第 1 号に定める補助対象経費に係る補助金交付申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第 1 号の 3） ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請内訳書（様式第 13 号） ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請個別票（消耗品購入等経費用）（様式第 14 号） ・その他（ ） ・委任状の写し ・免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ） <p>[要綱第 4 条第 2 号及び 3 号に定める補助対象経費に係る補助金交付申請]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請内訳書（様式第 13 号） ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金事業計画書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第 14 号の 2） ・見積書（複数） ・設置、更新、補修等を必要とする箇所の図面 ・設置、更新、補修等を必要とする箇所の写真等内容がわかるもの ・公衆浴場の経営に係る所得計算書（様式第 1 号の 3）※ ただし、新たな決算が確定した法人は再度提出すること <u>決算月（法人のみ記入）</u> 月 ・その他（ ） ・委任状の写し ・免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）※ <p>※すでに本年度衛生向上等事業補助金の交付申請をした場合は省略可</p>	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費用
	バリアフリー化整備経費

(裏面へ)

《免税事業者であることがわかる書類の写し（添付書類）》

次の書類のうち1部を添付する。

- *個人の場合
 - ・納税証明書（前年分）
 - ・確定申告書のうち所得税青色申告決算書（前々年分）
 - ・確定申告書のうち収支内訳書（前々年分）
- *法人の場合
 - ・納税証明書（直近の事業年度分）
- *上記以外に別途関係書類の提出を求める場合があります。
- *免税事業者でなくなった場合は、速やかに申し出てください。

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請内訳書

金額単位:円

年度
大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請個別票
(消耗品購入等経費用)

浴 場 名 称	
浴 場 所 在 地	
営 業 者 氏 名 (法人名及び代表者氏名)	
交 付 申 請 額 (下記〔③〕の額)	円
年度営業予定日数 (230 日未満の場合は補助対象外)	日

【交付申請額の算出】

年度（ 年 4 月～ 年 3 月）の 補助対象経費（免税事業者を除く事業者は、消費税額 を除く）支出見込額	円 〔①〕
補助対象経費（免税事業者を除く事業者は、消費税額 を除く）の額 (〔①〕と 20 万円のいずれか少ない額)	円 〔②〕
交付申請額 (〔②〕 × 1 / 2 (補助率)) ※1 円未満切り捨て	円 〔③〕

【項目別内訳表】

(1) 水質保持にかかる薬剤、ろ材購入経費 衛生維持にかかる錆止め等消耗品購入経費	円
(2) 水質検査経費・塩素計購入経費	円
(3) 貯湯槽の清掃経費	円
(4) 空気調和装置のフィルター清掃経費	円
合計・・・上記 〔①〕 の額	円

【記入上の注意】

- ①の欄：上記【項目別内訳表】を記入し、その合計額を転記してください。
- ②の欄：①と補助対象基準額(20 万円)のいずれか少いほうの額を記入してください。
- ③の欄：②に補助率 1 / 2 を乗じ、1 円未満は、切り捨てしてください。

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金事業計画書
(基幹設備等維持補修経費用)

浴 場 名 称	
浴 場 所 在 地	
営 業 者 氏 名 (法人名及び代表者氏名)	
年度営業予定日数	日 (230 日未満の場合は補助対象外)

(1) 補修・更新 又は設置の 整備概要	
	更新の場合、現在の設備の設置年月 年 月
(2) 整備費	円 (免税事業者を除く事業者は、消費税額 を除く)
(3) 交付申請額	円 (2) に 1/2 (補助率) を乗じた額 (1 円未満切り捨て)
(4) 施工計画	着工予定日 年 月 日
	完了予定日 年 月 日 (当該年度内に完了すること)

* (3) の交付申請額は、当該年度内 1 施設あたり基幹設備 (250 万円)・バリアフリー化設備 (100 万円) を上限とする。

本市確認欄 (*記入不要)	所得計算書	適・否
	要綱第 3 条第 2 号	適・否
	既交付決 定額	基幹設備 バリアフリー化 円
		円
	<input type="checkbox"/> 免税事業者	<input type="checkbox"/> 免税事業者以外

年 月 日

大 阪 市 長

代理人住所

代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請取下げ書（代理人用）

年 月 日付け大阪市指令健第 号にて交付決定通知のありました大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の申請について、次のとおり取り下げます。

記

1 交付申請額	円
2 取下げの理由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大 阪 市 長

代理人住所

代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金変更（中止・廃止）申請書（代理人用）

年 月 日付け大阪市指令健第 号にて交付決定を受けた大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

記

1 変更（中止・廃止）内 容	
2 変更（中止・廃止）理 由	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

年 月 日

大 阪 市 長

代理人住所
代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書（代理人用）

年 月 日付け大阪市指令健第 号により交付決定を受けた大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、関係書類を添え、次のとおり実績を報告します。

なお、当該補助金の使途は、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付要綱第4条に適合したものであることを確認したので、あわせて報告します。

記

1 事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日
2 交付決定額	円
3 実績報告額	円
4 添付書類	<p>〔要綱第4条第1号に定める補助対象経費に係る補助金の実績報告〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績内訳書（消耗品購入等経費用）（様式第18号） ・公衆浴場衛生向上等経費支出状況一覧（消耗品購入等経費用）（様式第9号） ・支出内容が明記された領収書の写し <p>〔要綱第4条第2号及び3号に定める補助対象経費に係る補助金の実績報告〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書（基幹設備等維持補修経費用）（様式第18号の2） ・領収書（原本）＊写しを添付する場合は原本を提示 ・完了後の写真

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績内訳書(消耗品購入等経費用)

金額単位:円

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金実績報告書
(基幹設備等維持補修経費用)

浴 場 名 称	
浴 場 所 在 地	
営 業 者 氏 名 (法人名及び代表者氏名)	
整備の内容	

年 月 日

大 阪 市 長

代理人住所
代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求書（代理人用）

年 月 日付け大健第 号にて補助確定通知を受けました大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、次のとおり請求します。

記

1 補助確定額	円
2 請 求 額	円
3 添付書類	大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求内訳書（様式第 20 号）

〔口座振替申出欄〕

銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫 農業協同組合	支 店 出張所
預金種目： 普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 その他 ()	口座番号：
(フリガナ) 口座名義	

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

様式第20号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付請求内訳書

単位:円

年 月 日

大 阪 市 長

代理人住所
代理人氏名

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金支払報告書

年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金について、補助事業者への支払いを完了しましたので関係書類を添え報告します。

記

1 補助確定額	円
2 支 払 額	円
3 支 払 件 数	件
4 添 付 書 類	大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金支払内訳書（様式第 22 号） 大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金領収書（様式第 23 号）

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

様式第22号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金支払内訳書

単位:円

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金領収書

年 月 日

大阪市長

領収金額	金	円
------	---	---

ただし、 年度大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金として

上記金額、正に領収いたしました。

浴場所在地

浴場名称

営業者氏名

(法人名及び代表者氏名)

補助金の区分	消耗品購入等の経費
	基幹設備等維持補修経費
	バリアフリー化整備経費

様式第24号

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付決定・不交付決定内訳書

単位:円

大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金確定内訳書

単位: 円

仮 申 請 受 付 票

本日、大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金の仮申請書を受け付けいたしました。
工事完了後、30 日以内に大阪市公衆浴場衛生向上等事業補助金交付申請書（緊急工事用）に次の申請書類一式を添えて大阪市健康局生活衛生部生活衛生課まで提出してください。

- ・仮申請受付票
- ・工事前の更新、補修等を必要とする箇所の写真
- ・工事後の写真
- ・写真で更新、補修を必要とする箇所が不明な場合の更新、補修の内容がわかる資料
- ・申請書（緊急工事用）
- ・更新、補修等を必要とする箇所の図面
- ・直近の「公衆浴場の経営に係る所得計算書」
- ・その他（ ）
- ・免税事業者であることがわかる書類の写し（免税事業者のみ）

※すでに本年度衛生向上等事業補助金の交付申請をした場合は省略可。

- ・見積書（1通）（金額に変更がある場合のみ（仮申請時の見積額以内））
- ・理由書（仮申請時の見積金額から増減する場合のみ施工業者記入）

受 付 印